

第二十六回 参議院商工委員会會議録第七号

昭和三十三年二月二十八日(木曜日)午前十時三十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 松澤 兼人君  
理事 西川 弥平治君  
阿具 根 登君  
近藤 信一君

委員

青柳 秀夫君  
小西 英雄君  
白井 勇君  
高橋 衛君  
小幡 治和君  
島 清君  
相馬 助治君  
豊田 雅孝君  
大竹 平八郎君

通商産業大臣 水田三喜男君  
政府委員 通商産業省 松尾泰一郎君  
通商局長 常任委員 小田橋貞壽君  
事務局側 会専門員

本日の會議に付した案件  
○地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件(内閣提出)

○輸出検査法案(内閣提出)  
○参考人に關する件

○委員長(松澤兼人君) これより商工委員会を開会いたします。

第九部 商工委員会會議録第七号

本日の日程に入る前に、一昨日委員長及び理事打合會を開きました。その結果について申し上げます。

主として今後の委員会の日程案について御協議申したのでありますが、特別の支障のない限り、お手元に差し上げましたような日程で参りたいということに決定いたしましたので、御了承を願います。

○委員長(松澤兼人君) 本日の議題は、公報でお知らせ申しましたように、貿易事情に關する調査、輸出検査法案及び地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件(三件)でございます。都合上地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件を議題といたします。

この件は、さきに提案理由の説明を聴取いたしましたので、これより本件の質疑に入りたく存じます。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。別に御発言もなければ、質疑は終局したものと認め、直ちに討論採決に入ることにより御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、順次御発言を願います。

○西川弥平治君 この問題は、非常にわかり切った問題でもございまして、

討論省略いたしましたので、すぐ採決をいたしたらどうかと思いますが、この動議を提出いたします。

○委員長(松澤兼人君) ただいまの西川君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(松澤兼人君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論を省略いたしまして、本件の採決を行いたいと存じます。

本件に承認を与えることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よつて本件は、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四百四條による本會議における口頭報告の内容、第七十二條により議長に提出する報告書の作成、その他自後の手続につきまして、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さうに決定いたしました。

それから、報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますが、本件を承認することにより賛成された方は、順次御署名を願います。

多数意見者署名  
西川 弥平治 阿具 根 登  
近藤 信一 青柳 秀夫

討論省略いたしましたので、すぐ採決をいたしたらどうかと思いますが、この動議を提出いたします。

○委員長(松澤兼人君) ただいまの西川君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(松澤兼人君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論を省略いたしまして、本件の採決を行いたいと存じます。

本件に承認を与えることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よつて本件は、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四百四條による本會議における口頭報告の内容、第七十二條により議長に提出する報告書の作成、その他自後の手続につきまして、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さうに決定いたしました。

それから、報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますが、本件を承認することにより賛成された方は、順次御署名を願います。

多数意見者署名  
西川 弥平治 阿具 根 登  
近藤 信一 青柳 秀夫

登録した民間検査機関の検査を受けなければ、輸出ができないという品目になつておるのであります。で、今度の法案の趣旨は、この現在原則になつております自家検査をできるだけしぼりまして、これを特例としてのみ認め、現在例外的な扱いになつておるいわゆる強制検査を原則とするというので、今度の輸出検査法案の骨子でございます。

引き続きまして、この法案の要綱につきまして御説明申し上げますと、まず第一は、目的でございますが、「輸出検査を行うことによつて、輸出品の声調の維持及び向上を図り、もつて輸出入貿易の健全な発達に寄与することを目的とする」と。これは現在の輸出品取縮法と同じでありますので、特に御説明申し上げる必要はなからうと思つております。

第二の検査基準、「主務大臣は、政令で指定された貨物(以下「指定貨物」といふ。以下同じ。)の検査基準を定めなければならない」と。検査基準を定めなければならないこととする。言いかえてみますと、指定貨物、要するに検査を受ける貨物は、政令で主務政府がきめまして、次に主務大臣が検査基準をそれぞれの品目について定める。これは現在のところ、検査基準は告示できめる建前になつておりますが、今度は省令で検査基準を定めることになつております。

また、先ほども申しましたように、現在の輸出検査制度は、自家検査が建前

でありまする關係上、検査基準も等級の基準をきめるだけでありまするが、今度の法案におきましては、強制検査が原則でございますので、いわゆる各指定品目ごとの最低基準をきめることになるわけでありませう。

第三は、検査のいわゆる実体になる点でございますが、まず第一が、「指定貨物は、その品質が定められた基準に適合しているかどうかについて政府機関又は主務大臣が指定した者（以下「指定検査機関」という。）の行方検査を受け、これに合格した旨の表示が附されたものでなければ、輸出することができないこととする。なお、品目が定められた指定貨物を特定の地域に輸出する場合には、一般の検査基準より高い基準に適合していなければ、輸出することができないこととする。」これは先ほども申しますように、政府機関または主務大臣が指定したいいわゆる民間の検査機関でございます。これの検査を受けまして、それに合格したものでなければ輸出することができないということになるわけでございます。現行法におきましては、政府がきめた検査基準に適合しているかどうかを、自分が判断をして表示をするということになっております。これは今度の法案の最も重要な点でございます。なお、たとえばアメリカその他文明の比較的高度の地域に輸出する場合におきましては、一般の検査基準より高い検査基準を第二の検査基準のところにおきましてもきめまして、そういうきめられたものにつきましても、その当該基準に適合していなければ輸出することができないこととなるわけでありませう。

それからその次は、「材料又は設計若しくは製造中の品質の検査を行わなければならない指定貨物の検査を適確に行うことができないものについては、その材料又は設計若しくは製造中の品質が政府機関又は指定検査機関の行方検査に合格したものでなければ、指定貨物の検査を受けることができないこととする。」すなわち、これは最終段階の輸出検査の前のいわゆる事前検査でございます。設計もしくは製造中のものの品質の検査を、事前に検査する必要のあるものについては、その事前の検査に合格しなければ、その最終段階の指定貨物の検査を受けることができないこととする。この点は、現行の輸出品取締法では全然ない新しい規定でございます。これはもう御説明申し上げるまでもなく、染色織物等につきましましては、生地段階におきまして、検査をいたしませんと、仕上がった染色織物の検査だけでは、不十分であるわけでありませう。また、船舶等につきましましては、その設計から、またはその製造中の貨物の品質の検査をいたさなければ、でき上つてしまつた船を検査するということが、事実上むずかしいといふことでありませう。いわゆる事前の検査をいたさなければならぬということになります。非常に業界にも迷惑をかけることとなるわけでありませう。現在のところでは、この材料検査をいたしますものといつたしましては、先ほど例にあげました染色スフ織物の原反を材料として考へておりますし、また、設計もしくは製造中の品質検査というものに

つきましては、五百トン未満の船舶を考へているわけでありませう。差しあたりこの二つを考へておりまして、それ以外のところは、目下のところ考へてはいないわけでありませう。第四は、表示でございますが、「一、政府機関又は指定検査機関は、検査に合格した指定貨物若しくは包装又は材料にその検査に合格した旨その他必要な事項を表示しなければならぬこととする。二、政府機関又は指定検査機関は、品質を識別するため、指定貨物の品目、等級及びその基準が定められたときは、その指定貨物に等級の表示を附さなければならぬこととする。」これは別段御説明する必要もないかと思ひますが、現行法通りでございます。第五は、検査の特例でございます。先ほどまで申したものは、いわゆる強制検査を原則とするという内容であつたわけでありませうが、差しあたり今の自家検査品目を急に全部強制検査に改めることは、實際問題としていろいろの支障もございませうので、若干の特例を設ける必要があるのではないかといふことで、特例を設けるという趣旨でございます。「指定貨物のうち、特に政府機関又は指定検査機関の検査を必要としないと認められた一部の貨物については、定められた基準に適合している旨その他必要な表示が附されているときは、輸出することができるといふことで、現行法のいわゆる自家検査の規定をそのままにしてのみでありませうが、實際問題としてしまつて、今この特例の予定になつておりますのは、厚生省関係の医薬品と農林省関係の若干の農林水産物になつ

ているのであります。われわれといつたしましては、運用上できるだけこの特例を少くいたしまして、できるだけ強制検査に多く持つていきたいといふふうに考へているわけでありませう。第六は、指定検査機関の指定でございます。一、「指定検査機関の指定は、この法律に規定する検査（以下「輸出検査」という。）を行おうとする者の申請により行ふこととする。二、要するに申請によつて指定をすることとす。三、別段、御説明は省略させていただきます。二は、「主務大臣は、指定の申請をした者が輸出検査を行ふに十分な機械器具、輸出検査を実施する者（以下「輸出検査員」という。）及び事業所を有する公益法人である等の基準に適合していることを認めるときでなければ、その指定をしてはならないこととする。」この点につきましましては、現行法と違ひます点は、特にこの民法上の公益法人であるという点が現行法と違ひわけでありませう。公正な、また厳正な検査をいたすためには、どうしても、現在いろいろな団体がございますが、この中でも民法上の公益法人が最も中立的な機関ではないかと思ひわけでありませう。この指定検査機関になり得るものは、全部公益法人でなければならぬといふこの点が、現行法との大きな差でございます。

第七は、「指定検査機関に対する監督」でございますが、以上のごとくしまして、いろいろ検査を厳重にやるにつれて、この検査機関に対する監督も強化をする必要がございませうので、いろいろと監督を強化する規定を設けたのでございませう。その一つは、

「主務大臣は、指定検査機関が定める輸出検査の業務に關する規程（以下「業務規程」という。）を認可することとし、かつ、必要がある場合には、その変更を命ずることができるとする。」この点は現行法とおおむね同じでございます。

それからその次の二、三、四は新しい規定でございます。まずその二、は、「指定検査機関の役員及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととする。」まず、この指定検査機関の役員に対する監督を強化する意味におきまして選任、解任を主務大臣の認可にしたのであります。三、「指定検査機関は、輸出検査員を選任又は解任したときは、主務大臣に届け出なければならないこととする。」輸出検査員の選任及び解任につきましまして、前項と同様に主務大臣の認可制という意見もあつたのでございませうが、まず、現行におきましては、指定検査機関の役員は、解任の認可制で大体十分ではないか、その法人の従業員である検査員までも認可にするのは、若干の行き過ぎではないかといふことと、一応届け出制にすることになつたわけでありませう。四、「主務大臣は、指定検査機関の役員又は輸出検査員がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は業務規程に違反したときは、その解任を命ずることができるとする。」これもでき得べくんば、こつこつと起りませんように、伝家の宝刀的な規定でありたいのであります。まあ一応この監督強化の趣旨をもちまして、万一必要な場合には解任を命ずることができ

こととしたいというわけでございます。それから五、「主務大臣は、指定検査機関が指定の際の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その指定検査機関に対し、基準に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする。」「大体現行法通りでございます。

六、主務大臣は、指定検査機関がこの法律に違反したとき又は認可を受けた業務規程によらないで輸出検査を行ったとき等の場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めて輸出検査の業務の停止を命ずることができるとすること。」「これも現行法通りでございます。

それから第八「輸出検査審議会」は「通商産業省に輸出検査審議会を設置し、関係各大臣の諮問に応じ、輸出検査に関する重要事項を調査審議させることとする。」「これも現行法で輸出検査審議会設置に関する政令が別にございまして、これを法体系としてこの検査法案の中に移しかえただけでございます。

それから第九、「適用範囲」でございますが、「本邦にあるアメリカ合衆国軍隊の海軍販売所、ビーエックス等に納入する指定貨物のうち、必要と認められるものについては、この法律の規定を適用することとする。」「これも現行法通りでございます。現在はカメラだけが、この指定貨物になっておるのであります。

ちよつとお手元に配付されております資料と、別の資料で若干申し上げておりましたが、飛ばしたようでありまして、お手元の資料の第八の「輸

出検査員の登録」でございますが、これは現行法にない新しい規定でございますが、「主務省に輸出検査員登録簿を備え、輸出検査員に関する事項を登録することとする。」「以上のように、指定検査機関に対する監督も強化いたしましたのであります。他方この輸出検査員も権威をもつて、自信を持つてこの検査が出来ますように、まあいけば検査員のデューティ、あるいは品質の向上というよりな趣旨をもちまして、今回新たに検査員の登録簿を備え、いわば登録制を採用したいというわけでございます。

それから第九の、「罰則の適用」でございますが、「輸出検査の業務に従事する指定検査機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこととする。」「この検査に對する、指定検査機関の役員または職員が公正な検査をしますように、公務に従事する職員とみなして、いわゆる取贖罪、あるいは文書偽造罪というふうなものにつきまして嚴重に取り締める必要から、こゝに公務に従事する職員とみなす規定を新しく入れようとするものであります。

それから第十の、「輸出検査審議会」は先ほど申し上げた通りであります。それから第十一の「適用範囲」も先ほど申し上げた通りであります。

最後の第十二の「その他」でございますが、「報告の徴収、立入検査、聴聞、異議の申立等の規定を設けることとする。」「これも大体現行法通りでございますが、この中の聴聞のところ、新しく挿入した項でございます。

て、これは先ほど申しました指定検査機関に対する監督に当りまして、第七の四のこの検査機関の役員または検査員を解任をすることができるといふこととの規定を、前に御説明申し上げたのであります。その解任等の場合に當りまして、この事案の公正な決定、審査に資するために聴聞会を開き、彼らの意見を十分聞く機会を与える意味におきまして、聴聞の規定をおいたのでございます。

大體簡単でございますが、法案の要綱はその程度でございます。なお、この輸出検査法案の方をちよつとごらんを願ひたいのでございまして、二十九ページに附則、その次に施行期日と書いてございます。第一条に「この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。」とあります。また大體九カ月内に所要の準備をし、また現在指定機関でないものを指定機関に切りかえる等の必要上、九カ月程度の期間が必要ではなからうかということ、こゝに規定を設けることにいたしました。

簡便でございますが、以上で説明を終わります。

○委員長(松澤兼人君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(松澤兼人君) 速記を始めて。

以上で輸出検査法案の内容の説明を聞いたわけでございますが、午後の視察の日程もございまして、一応は質疑を後日に延ばしましてこの程度で散会いたしたいと思はれますが、御異議ございませぬか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○相馬助治君 私はこの際水田通産大臣に對して中共貿易、特にコム禁輸を中心とする輸出の問題について、それから第二は、特種外貨等を含めての輸入問題について、若干の質問をしたと思つておりましたが、時間の都合上、それが本日不可能のようでございますので、次回にぜひその質問をします。それぞれ答弁を求めたいと思ひますので、委員長においてよろしくお取り計らいを願ひます。

○委員(松澤兼人君) 承知いたしました。

○委員(松澤兼人君) 最近ガス中毒が非常に多い事案にかんがみまして、関係当局さらにガス協会、東京ガス会社の責任者等に出てもらひまして、これが原因及び対策等につきまして質問をしたと存じますが、その点お取り計らいを願ひたいと思ひます。

○委員(松澤兼人君) 了承いたしました。ただいま豊田君から発言がございました。ただいま豊田君から発言がございました。手続もしなければなりません。具体的なお名前をおつしやつていただけますか。

○委員(松澤兼人君) 一人……。

○委員(松澤兼人君) 一人……。

○委員(松澤兼人君) 一人で十分答弁していただければ、それでけっこうですが、その辺はあちらの方におまかせをしたらと思ひます。

○委員(松澤兼人君) それではさよう取り計らいいたします。なお日はどうでしよう。

○委員(松澤兼人君) なるべく早い機会を願ひたいと思ひますので、来週の火曜日あたりに願ひければけっこうだと思ひます。

○近藤信一君 新聞を見ておつても、何か器具の關係でもう寝ておるうちに、けつ飛ばすか何かしてはずれて、よく中毒を起して死んでおるんです。ですから技術關係からその機械の取り扱い方向に對するあれが徹底しておるかどうか、それからどういふところに不備があつてあつたような現象が起るか、こゝにいろいろなことも一応知るために、そゝう技術屋といふのか、器具係といふのか、そゝういふ人も一人呼んでいただきたいと思ひます。

○委員(松澤兼人君) この点につきまして、警視庁へどの程度報告が来ておるか、それからまた、現場の中毒の事情などもあわせ聞く必要があらうと思ひますので、警視庁当局も一つ出てもらいたいと思ひます。

○委員(松澤兼人君) そゝういたしました。ただいまお話のありました東京ガスの社長、それからガス協会の会長、それから技術者、警視庁の当局、大體こゝにどういふところがお話に出ておると思ひます。

○委員(松澤兼人君) 当然ですが、公益事業局……。

○近藤信一君 技術者でも、これはもう器具の方の技術者を呼んでいただかなければ……。

○委員(松澤兼人君) こゝでちよつと名前を申し上げて決定するということも困難かも知れませんが、で日取り

につきましては、来週火曜くらいに  
いうことではありませんが……じゃ、大体  
その議題を取り扱います日は、来月五  
日ということにしまして、関係者は後  
刻取り調べまして、また、理事の方々  
とも相談いたしまして決定することに  
して御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(松澤兼人君) ではさように  
取り計らいます。

ほかに御発言がなければ、本日はこ  
れにて散会いたします。

午後零時十一分散会

二月二十一日日本委員会に左の案件を付  
託された。

一、地方自治法第五十六條第六項  
の規定に基づき、工業品検査所の出  
張所の設置に關し承認を求めるとの  
件(予備審査のための付託は二月  
十四日)

二月二十一日予備審査のため、本委員  
会に左の案件を付託された。

一、商工組合中央金庫法の一部を改  
正する法律案

一、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改  
正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正  
する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改  
正する法律

商工組合中央金庫法(昭和十一年  
法律第十四号)の一部を次のように  
改正する。

第六條ノ三の次に次の一条を加え  
る。

第六條ノ四 商工組合中央金庫ノ資  
本金ヲ十五億圓増加シ之ヲ千五百  
萬圓ニ分テ一口ノ金額ヲ百圓トス

第八條ノ三の次に次の一条を加え  
る。

第八條ノ四 政府ハ第六條ノ四ノ規  
定ニ依ル資本金ノ増加ノ爲十五億  
圓ヲ商工組合中央金庫ニ出資ス

第二十八條第一項第五号中「所屬  
組合又ハ其ノ構成員ノ爲ニ」を削  
る。

第二十八條ノ三に次の一項を加え  
る。

商工組合中央金庫ハ前項ノ規定ニ  
依リ國、公共団体又ハ銀行其ノ他  
ノ金融機關ノ業務ヲ代理シテ所屬  
組合又ハ其ノ構成員以外ノ者ニ貸  
付ヲ爲シタルトキハ其ノ貸付ニ因  
リテ生ズル債務ノ保証ヲ爲スコト  
ヲ得

第二十九條第一項中第四号を第五  
号とし、第三号の次に次の一号を加  
える。

四 中小企業等協同組合又ハ其ノ  
構成員ノ事業ノ発達ヲ図ル爲必  
要ナル施設ヲ行フ法人ニ對シ主  
務大臣ノ認可ヲ受ケ短期貸付ヲ  
爲スコト

附則

1 この法律は、公布の日から施行  
する。

2 第八條ノ四の改正規定の施行に  
伴い政府の出資すべき金額は、昭  
和三十二年度において出資するも  
のとする。

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正  
する法律案

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改  
正する法律

臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七  
年法律第二百九十五号)の一部を次  
のよりに改正する。

目次中「農地、農業用施設及び公  
共施設の復旧工事」を「復旧工事」  
に、「家屋等の復旧工事に關する協  
議及び裁定(第八十條、第八十九  
條)」を「削除」に改める。

第二十八條第一項及び第二項中  
「準備金」の下に「並びに家屋等の復  
旧費であつて、第五十三條の第二  
項の規定により事業団が負担すべき  
もの」を加える。

第三十一條第一項第一号中「家屋  
等」について生じたものを除く。」を  
削り、同項中第七号を削り、第八号  
及び第九号をそれぞれ第七号及び第  
八号とし、同条第二項中「前項第九  
号」を「前項第八号」に改める。

第三十二條第二項中「同項第五  
号」を「並びに同項第五号」に改め、  
「並びに同項第七号の貸付の相手  
方、限度、方法、利率及び期限」を  
削る。

「第三章 農地、農業用施設及び  
公共施設の復旧工事」を「第三章 復  
旧工事」に改める。

第四十八條第一項中「家屋等の復  
旧を目的とするものを除く。以下こ  
の章において同じ。」を削る。

第五十一條第一項第五号中「及び  
負担金」の下に「、都道府県の補助  
金」を加える。

第五十三條の次に次の一条を加え  
る。

(事業団の負担)  
第五十三條の二 事業団は、賠償義  
務者又は第五十二條の受益者が第  
六十六條第三項の規定により家屋  
等の復旧費に充てるべき納付金又  
は負担金の全部又は一部を納付す  
ることを要しなくなつたときは、

その家屋等の復旧費の一部を負担  
しなければならない。

2 前項の規定により事業団が負担  
すべき額は、賠償義務者又は受益  
者が納付することを要しなくなつ  
た納付金又は負担金の額に、その  
家屋等の復旧費の総額からその家  
屋等を復旧するために必要な盛土  
その他の地盤の復旧工事及びこれ  
に起因する家屋等の補修工事に要  
する費用(以下「地盤等復旧費」と  
いう。)の二分の一を控除した残額  
に對し、その家屋等の復旧費の総  
額から地盤等復旧費を控除した残  
額が有する割合を乗じて得た額と  
する。

第五十六條に次の一項を加える。

5 第一項の実施計画が家屋等の復  
旧を目的とするものであるときは  
は、同項の認可を申請する実施計  
画には、その損害に係る被害者の  
同意書(その同意を得ることがで  
きなかつたときは、その事由を記  
載した書面)を添附しなければな  
らない。

第五十七條第二項中「(家屋等を除  
く)」を削る。

第六十八條第一項中「又は第五十  
二條の負担金として事業団が徴収す  
べき金額」を「若しくは第五十二條  
の負担金として事業団が徴収すべき  
金額又は第五十三條の二第一項の規  
定により事業団が負担すべき金額」  
に改め、同項ただし書中「又は第五  
十二條の負担金の額のうち、その請  
求の時までに事業団が徴収した額」  
を「若しくは第五十二條の負担金の  
額のうちその請求の時までに事業団  
が徴収した額又は第五十三條の二第

一項の規定により事業団が負担すべ  
き金額の合計額」に改める。

第四章 削除

第八十條から第八十九條まで 削除

第九十四條第一項中「又は公共施  
設」を「、公共施設又は家屋等」に  
改め、同条第二項中「又は農業用施  
設」を「、農業用施設又は家屋等」  
に改め、同条に次の二項を加える。

4 第一項及び第二項の規定により  
家屋等の復旧を目的とする復旧工  
事の施行者に對し國及び都道府県  
が交付する補助金の合計額は、地  
盤等復旧費の額の二分の一とし、  
國及び都道府県が交付する補助金  
の額の割合は、政令で定める。

5 賠償義務者又は第五十二條の受  
益者が第六十六條第三項の規定に  
より家屋等の復旧費に充てるべき  
納付金又は負担金の全部又は一部  
を納付することを要しなくなつ  
た場合において第一項及び第二項  
の規定により家屋等の復旧を目的  
とする復旧工事の施行者に對し國  
及び都道府県が交付する補助金の  
合計額は、前項の規定にかかわら  
ず、同項の規定による額とその納  
付することを要しなくなつた納付  
金又は負担金の額から第五十三條  
の二第一項の規定により事業団が  
負担すべき金額を控除した残額に  
相當する額との合計額とする。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一  
日から施行する。ただし、第四十八  
條第一項の改正規定は、昭和三十  
二年度の復旧基本計画から適用する。

二月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、天災による被害中小企業者に対する資金融通に関する立法措置の請願 (第五六八号)

一、石油資源開発株式会社に対する国家投資の請願 (第五六九号)

一、ココム禁輸撤廃に関する請願 (第五八四号)

一、中小企業団体制定に関する請願 (第五八五号) (第五九六号) (第六一五号) (第六一六号) (第六二七号) (第六二八号) (第六三七号) (第六三八号) (第六三九号) (第六四九号) (第六五一号) (第六五二号) (第六五三号) (第六五四号) (第六五五号) (第六五六号) (第六五七号) (第六五八号) (第六五九号) (第六六〇号) (第六六一号) (第六六二号) (第六六三号) (第六六四号) (第六六五号) (第六六六号) (第六六七号) (第六六八号) (第六六九号) (第六七〇号) (第六七一号) (第六七二号) (第六七三号) (第六七四号) (第六七五号) (第六七六号) (第六七七号) (第六七八号) (第六七九号) (第六八〇号) (第六八一号) (第六八二号) (第六八三号) (第六八四号) (第六八五号) (第六八六号) (第六八七号) (第六八八号) (第六八九号) (第六九〇号) (第六九一号) (第六九二号) (第六九三号) (第六九四号) (第六九五号) (第六九六号) (第六九七号) (第六九八号) (第六九九号) (第七〇〇号) (第七〇一号) (第七〇二号) (第七〇三号) (第七〇四号) (第七〇五号) (第七〇六号) (第七〇七号) (第七〇八号) (第七〇九号) (第七一〇号) (第七一一号) (第七一二号) (第七一三号) (第七一四号) (第七一五号) (第七一六号) (第七一七号) (第七一八号) (第七一九号) (第七二〇号) (第七二一号) (第七二二号) (第七二三号) (第七二四号) (第七二五号) (第七二六号) (第七二七号) (第七二八号) (第七二九号) (第七三〇号) (第七三一号) (第七三二号) (第七三三号) (第七三四号) (第七三五号) (第七三六号) (第七三七号) (第七三八号) (第七三九号) (第七四〇号) (第七四一号) (第七四二号) (第七四三号) (第七四四号) (第七四五号) (第七四六号) (第七四七号) (第七四八号) (第七四九号) (第七五〇号) (第七五一号) (第七五二号) (第七五三号) (第七五四号) (第七五五号) (第七五六号) (第七五七号) (第七五八号) (第七五九号) (第七六〇号) (第七六一号) (第七六二号) (第七六三号) (第七六四号) (第七六五号) (第七六六号) (第七六七号) (第七六八号) (第七六九号) (第七七〇号) (第七七一号) (第七七二号) (第七七三号) (第七七四号) (第七七五号) (第七七六号) (第七七七号) (第七七八号) (第七七九号) (第七八〇号) (第七八一号) (第七八二号) (第七八三号) (第七八四号) (第七八五号) (第七八六号) (第七八七号) (第七八八号) (第七八九号) (第七九〇号) (第七九一号) (第七九二号) (第七九三号) (第七九四号) (第七九五号) (第七九六号) (第七九七号) (第七九八号) (第七九九号) (第八〇〇号) (第八〇一号) (第八〇二号) (第八〇三号) (第八〇四号) (第八〇五号) (第八〇六号) (第八〇七号) (第八〇八号) (第八〇九号) (第八一〇号) (第八一一号) (第八一二号) (第八一三号) (第八一四号) (第八一五号) (第八一六号) (第八一七号) (第八一八号) (第八一九号) (第八二〇号) (第八二一号) (第八二二号) (第八二三号) (第八二四号) (第八二五号) (第八二六号) (第八二七号) (第八二八号) (第八二九号) (第八三〇号) (第八三一号) (第八三二号) (第八三三号) (第八三四号) (第八三五号) (第八三六号) (第八三七号) (第八三八号) (第八三九号) (第八四〇号) (第八四一号) (第八四二号) (第八四三号) (第八四四号) (第八四五号) (第八四六号) (第八四七号) (第八四八号) (第八四九号) (第八五〇号) (第八五一号) (第八五二号) (第八五三号) (第八五四号) (第八五五号) (第八五六号) (第八五七号) (第八五八号) (第八五九号) (第八六〇号) (第八六一号) (第八六二号) (第八六三号) (第八六四号) (第八六五号) (第八六六号) (第八六七号) (第八六八号) (第八六九号) (第八七〇号) (第八七一号) (第八七二号) (第八七三号) (第八七四号) (第八七五号) (第八七六号) (第八七七号) (第八七八号) (第八七九号) (第八八〇号) (第八八一号) (第八八二号) (第八八三号) (第八八四号) (第八八五号) (第八八六号) (第八八七号) (第八八八号) (第八八九号) (第八九〇号) (第八九一号) (第八九二号) (第八九三号) (第八九四号) (第八九五号) (第八九六号) (第八九七号) (第八九八号) (第八九九号) (第九〇〇号) (第九〇一号) (第九〇二号) (第九〇三号) (第九〇四号) (第九〇五号) (第九〇六号) (第九〇七号) (第九〇八号) (第九〇九号) (第九一〇号) (第九一一号) (第九一二号) (第九一三号) (第九一四号) (第九一五号) (第九一六号) (第九一七号) (第九一八号) (第九一九号) (第九二〇号) (第九二一号) (第九二二号) (第九二三号) (第九二四号) (第九二五号) (第九二六号) (第九二七号) (第九二八号) (第九二九号) (第九三〇号) (第九三一号) (第九三二号) (第九三三号) (第九三四号) (第九三五号) (第九三六号) (第九三七号) (第九三八号) (第九三九号) (第九四〇号) (第九四一号) (第九四二号) (第九四三号) (第九四四号) (第九四五号) (第九四六号) (第九四七号) (第九四八号) (第九四九号) (第九五〇号) (第九五一号) (第九五二号) (第九五三号) (第九五四号) (第九五五号) (第九五六号) (第九五七号) (第九五八号) (第九五九号) (第九六〇号) (第九六一号) (第九六二号) (第九六三号) (第九六四号) (第九六五号) (第九六六号) (第九六七号) (第九六八号) (第九六九号) (第九七〇号) (第九七一号) (第九七二号) (第九七三号) (第九七四号) (第九七五号) (第九七六号) (第九七七号) (第九七八号) (第九七九号) (第九八〇号) (第九八一号) (第九八二号) (第九八三号) (第九八四号) (第九八五号) (第九八六号) (第九八七号) (第九八八号) (第九八九号) (第九九〇号) (第九九一号) (第九九二号) (第九九三号) (第九九四号) (第九九五号) (第九九六号) (第九九七号) (第九九八号) (第九九九号) (第千号)

じられているが、同じくこれら台風の被害を受けた中小企業者に対してはならその救済措置が講ぜられていないのはまことに遺憾であるから、中小企業者の重要性に鑑み是非とも「天災による被害中小企業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」を制定せられたいとの請願。  
第五六九号 昭和三十三年二月八日  
受理  
石油資源開発株式会社に対する国家投資の請願 (二通)  
請願者 東京都新宿区西大久保 二ノ三ノ七全国石油鉱業労働組合内 太田彦太郎外一名  
紹介議員 松澤 靖介君  
スエズ運河問題をめぐって内外石油輸給の関係は円滑を欠き、わが国でも輸入原油確保の恒久策が検討されているが、この際国内石油資源開発に対する期待も一段と高まっているから、石油資源開発株式会社に対する昭和三十三年度国家投資十八億円は絶対に確保するより適切な措置を講ぜられたいとの請願。  
第五八四号 昭和三十三年二月九日  
受理  
ココム禁輸撤廃に関する請願  
請願者 大阪市会議長 浅野藤太郎  
紹介議員 左藤 義詮君  
ココム禁輸撤廃が存在する限り、日中貿易の正常化とその発展を期することは到底不可能であるばかりではなく、これを積極的に解決しなければ遠からずわが国が世界の激しい対中貿易競争から完全に脱落し、産業経済の発展

上じん大なる影響を受けることは必至であるから、ココム禁輸の撤廃につきすみやかに有効にして適切な措置を講ぜられるより特段の配慮をせられたいとの請願。  
第五八五号 昭和三十三年二月九日  
受理  
中小企業団体制定に関する請願  
請願者 茨城県日立市多賀町一〇四四 笠原伝四郎外二十五名  
紹介議員 郡 祐一君  
中小企業者は、国民経済上重要な地位を占めているかわらぬ競争が激しく、かつ規模も小さいため取引上不利な立場におかれ、事業も生活も極めて不安定な状態にあるから、業者相互の競争を防止するとともに他から受ける不当な圧迫を排除してその経済的社会的地位の向上を図るため、(一) 団体交渉権、(二) アウトサイダー規制、(三) 義務加入、(四) 独禁法の適用除外、(五) 組織法の一元化、(六) 民営的自力運営、(七) 中小企業の定義の明確化、(八) 議員立法等を骨子とした中小企業団体制法を制定せられたいとの請願。  
第五九六号 昭和三十三年二月十一日  
受理  
中小企業団体制定に関する請願  
請願者 静岡県駿東郡長泉村下土狩八〇四 室伏喜市  
紹介議員 小林 武治君  
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。  
第六一四号 昭和三十三年二月十一日  
受理

新潟県黒又川第二発電所建設促進に関する請願  
請願者 新潟県北魚沼郡入広瀬村議会議長 酒井徳三 外一名  
紹介議員 西川 弥平治君  
黒又川第二発電所は、たん水区域その他必要用地等がすべて国有地並びに公有地等で過去におけるダム建設に伴う、補償問題等のはん難性がなく、しかも第一発電所を建設するため巨額の費用を投資して建設された仮設物件等の転用によつて非常に安価な工事費が算定されるから、同発電所の建設工事を促進せられたいとの請願。  
第六一五号 昭和三十三年二月十一日  
受理  
中小企業団体制定に関する請願  
請願者 横浜市西区平沼町一ノ六神奈川県豆腐商工業協同組合連合会会長 千葉大助  
紹介議員 青山 正一君  
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。  
第六一六号 昭和三十三年二月十一日  
受理  
中小企業団体制定に関する請願 (二通)  
請願者 東京都世田谷区北沢三ノ九四八 柄倉晴二外五名  
紹介議員 安井 謙君 迫水 久常君  
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。  
第六二七号 昭和三十三年二月十二日  
受理

中小企業団体制定に関する請願  
請願者 名古屋市中区裏門前町一ノ四〇名古屋イージ ーベイメント販売店協同組合内 間瀬綱平 大谷 賢雄君  
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。  
第六二八号 昭和三十三年二月十二日  
受理  
中小企業団体制定に関する請願  
請願者 三重県津市羽所町一三三 三重県生糸製造協同組合理事長 秋葉重太郎外十名  
紹介議員 井野 碩哉君  
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。  
第六三七号 昭和三十三年二月十二日  
受理  
中小企業団体制定に関する請願  
請願者 東京都新宿区湯島町三 日本左官業組合連合会内 杉山三郎外二千八百四十二名  
紹介議員 石坂 豊一君  
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。  
第六三八号 昭和三十三年二月十二日  
受理  
中小企業団体制定に関する請願  
請願者 茨城県下妻市下妻町中小企業団体制成同盟 下妻支部内 高山謙次 外二十五名  
紹介議員 宮田 重文君  
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

天災による被害中小企業者に対する資金融通に関する立法措置の請願  
請願者 大分県知事 木下都外七名  
紹介議員 矢嶋 三義君  
九州、山口各県は、台風の影響軌道に当り年々台風による被害はばく大なものが多くこれが復旧費用もまことに多額を要している現状である。幸にして農漁民に対しては「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」による救済措置が講

第九部 商工委員会会議録第七号  
昭和三十三年一月二十八日【参議院】

第六三九号 昭和三十三年二月十二日受理  
中小企業団体法制定に関する請願（二通）

請願者 東京都千代田区神田錦町三ノ一 東京都豆腐油揚商工協同組合理事 長 岡藤吉外一名  
紹介議員 安井 謙君  
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

第六四九号 昭和三十三年二月十三日受理  
中小企業団体法制定に関する請願

請願者 三重県津市羽所町一三 三重県米協同組合理事 長 北村利平外九名  
紹介議員 井野 碩哉君  
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

第六五一号 昭和三十三年二月十三日受理  
中小企業団体法制定に関する請願

請願者 愛知県幸母市大字幸母字蔵前二三幸母商店街協同組合内 鹽正雄外 百六十八名  
紹介議員 大谷 賢雄君  
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

第六五二号 昭和三十三年二月十三日受理  
中小企業団体法制定に関する請願

請願者 東京都中央区築地五ノ一 東京魚商業協同組合 内東京都中央卸売市場 水産物買入団体連合会内 塩沢達三

紹介議員 青山 正一君  
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

第六五三三号 昭和三十三年二月十三日受理  
中小企業団体法制定に関する請願

請願者 東京都千代田区神田三崎町一ノ一 全日本騰写印刷業連環会内 勝呂 泰尚  
紹介議員 下條 康徳君  
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

第六五四号 昭和三十三年二月十三日受理  
中小企業団体法制定に関する請願

請願者 新潟県柏崎市比角二、六三九柏崎機械工業協同組合理事長 西川 弥平治外五名  
紹介議員 西川 弥平治君  
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

第六五五号 昭和三十三年二月十三日受理  
中小企業団体法制定に関する請願

請願者 東京都港区芝田村町五 日本塗装工業会内 板橋克  
紹介議員 石井 桂君  
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

第六五六号 昭和三十三年二月十三日受理  
中小企業団体法制定に関する請願

合内 高野末吉外百四  
名  
紹介議員 本多 市郎君  
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

第六五七号 昭和三十三年二月十三日受理  
中小企業団体法制定に関する請願（二通）

請願者 群馬県伊勢崎市本町五 二協同組合伊勢崎呉服商連環理事長 岸文平 外一名  
紹介議員 伊能 芳雄君  
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

第六五八号 昭和三十三年二月十三日受理  
中小企業団体法制定に関する請願（二通）

請願者 東京都中央区日本橋大伝馬町一ノ二 鉄鋼製品商業協同組合内 島飼 欽次外一名  
紹介議員 安井 謙君  
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

第六五九号 昭和三十三年二月十三日受理  
中小企業団体法制定に関する請願

請願者 東京都台東区浅草蔵前二ノ二三輸出アンチモニー工業協同組合理事 長 笠原小八外五十九名  
紹介議員 高橋 衛君  
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

第七〇四号 昭和三十三年二月十四日受理  
中小企業団体法制定に関する請願

第六六〇号 昭和三十三年二月十三日受理  
中小企業団体法制定に関する請願

請願者 東京都台東区上根岸一 七東京金属印刷工業協同組合内 赤羽修司  
紹介議員 武藤 常介君  
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

第六六一号 昭和三十三年二月十三日受理  
中小企業団体法制定に関する請願

請願者 東京都台東区浅草寿町二ノ二 東京都喫煙具工業協同組合理事長 在 間次郎  
紹介議員 津島 壽一君  
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

第六六二号 昭和三十三年二月十三日受理  
中小企業団体法制定に関する請願

請願者 山形市旅籠町四〇 四山形県日用品商業協同組合内 遠藤親男  
紹介議員 松澤 靖介君  
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

第七〇四号 昭和三十三年二月十四日受理  
中小企業団体法制定に関する請願

請願者 群馬県前橋市蓮雀町一 六群馬県電気工事協同組合代表理事 澄田稜  
紹介議員 木暮武太夫君  
この請願の趣旨は、第五八五号と同じである。

一、信用保証協会法の一部を改正する法律案  
信用保証協会法の一部を改正する法律案  
信用保証協会法の一部を改正する法律  
信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。  
第二十條の次に次の一条を加える。  
（国の融資）  
第二十條の二 政府は、協会に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による保証について、保証債務の額を増大するため必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするため必要な資金を貸し付けることができる。  
2 前項の規定による貸付金の利率は、年三分五厘以内において、政令で定める。  
3 政府は、第一項の規定による貸付をする場合において、その貸付を行う目的を達成するため必要があるときは、貸付に条件を附するものとする。  
第三十九條に次の一項を加える。  
2 第二十條の二第一項の規定による貸付及び同条第三項の規定による条件の附加は、通商産業大臣が行うものとする。但し、通商産業大臣は、その貸付又は条件の附加を行おうとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

附則  
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。